

令和元年9月30日（月）

【照会先】

青森労働局雇用環境・均等室

室 長 富塚 リエ

雇用環境改善・均等推進監理官 岩渕 稔（担当）

（電話）017 - 734 - 6651（直通）

報道関係者 各位

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～「働き方改革」関連月間として取り組みます～

年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得促進については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22年6月改訂）で「2020年までに取得率を70%に引き上げる」とした政府の数値目標が示されるなど重要な課題となっています。

また、働き方改革関連法では、労働基準法が改正され、平成31年4月から「使用者は、年10日以上年休が付与される労働者に対し、毎年5日以上年休を確実に取得させる」ことが必要となりました。

厚生労働省では、次年度の年休の計画的付与制度について、労使で話し合いを始める前の時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、周知・広報、労使に対する働きかけを行うこととしています。

これらを踏まえて、青森労働局（局長 うけぞのきよと 請園清人）では、「年次有給休暇取得促進期間」を「働き方改革」関連月間の1つと位置づけ、年10日以上年休付与者に対する5日以上の確実な取得や年休の計画的付与制度等による取得率向上を図るため、本期間の取組を行うこととしています。